

市民オンブズの 「自治会学」のススメ



2019.9.28-29

市民オンブズ全国大会in岐阜・2019

全国市民オンブズマン連絡会議

なぜ自治会か？



- ② (1) 自治会問題の**多様性**
- ② (2) 自治会問題解決の**困難性**
- ② (3) 自治会問題の**重要性**

自治会問題の多様性



- 公金の不正使用の問題
- 住民の生活上の問題
(ゴミ収集など)
- 政治支配の問題 (特定の候補者支持)
- 人権侵害の発生 (仲間はずれ、
信教の自由の侵害など)

自治会問題解決の困難性



- どの法を使う？
オンブズの得意とする
情報公開の対象か？
住民訴訟が出来るか？
- 任意団体→団体の自由か？

<昔からこうなっとった!!

→憲法上の権利はどこに？>

自治会問題の重要性



- ①自治会の役割の増加
「お願い」「協力」→市町村の下請け
- ②市町村によって作られる自治 = **官製自治**
- ③首都圏へのヒト・モノ・カネの集中
→地方衰退
「住民自治」の危機
「自治会」を核のひとつとした
住民自治を作れないか？

「自治会学」のねらい



- ☞ (1) チェックする**項目**を提案する
- ☞ (2) **考えるヒント**を提案する
(地方自治法の規定・憲法原理)
- ☞ (3) 自治会と地方公共団体の
役割の明確化を提案する
→役所の下請けからの解放

調査方法

アンケート調査

調査対象：20政令市・58中核市・5県庁所在市
岐阜県内の41市町村
福岡県内の57市町村
合計181市町村

回答結果：八尾市と山口市、福岡県内の
8地方公共団体を除く171市町村から回答

調査項目－3つの視点



- ①自治会の基礎データ
- ②自治会と地方公共団体との関わりあいと内容
 - i) 事務事業の委託の有無と内容、チェック
 - ii) 補助金等の支出と報告
 - iii) 自治会情報の開示の実情
- ③自治会運営に関する条例制定の実態

自治会の組織

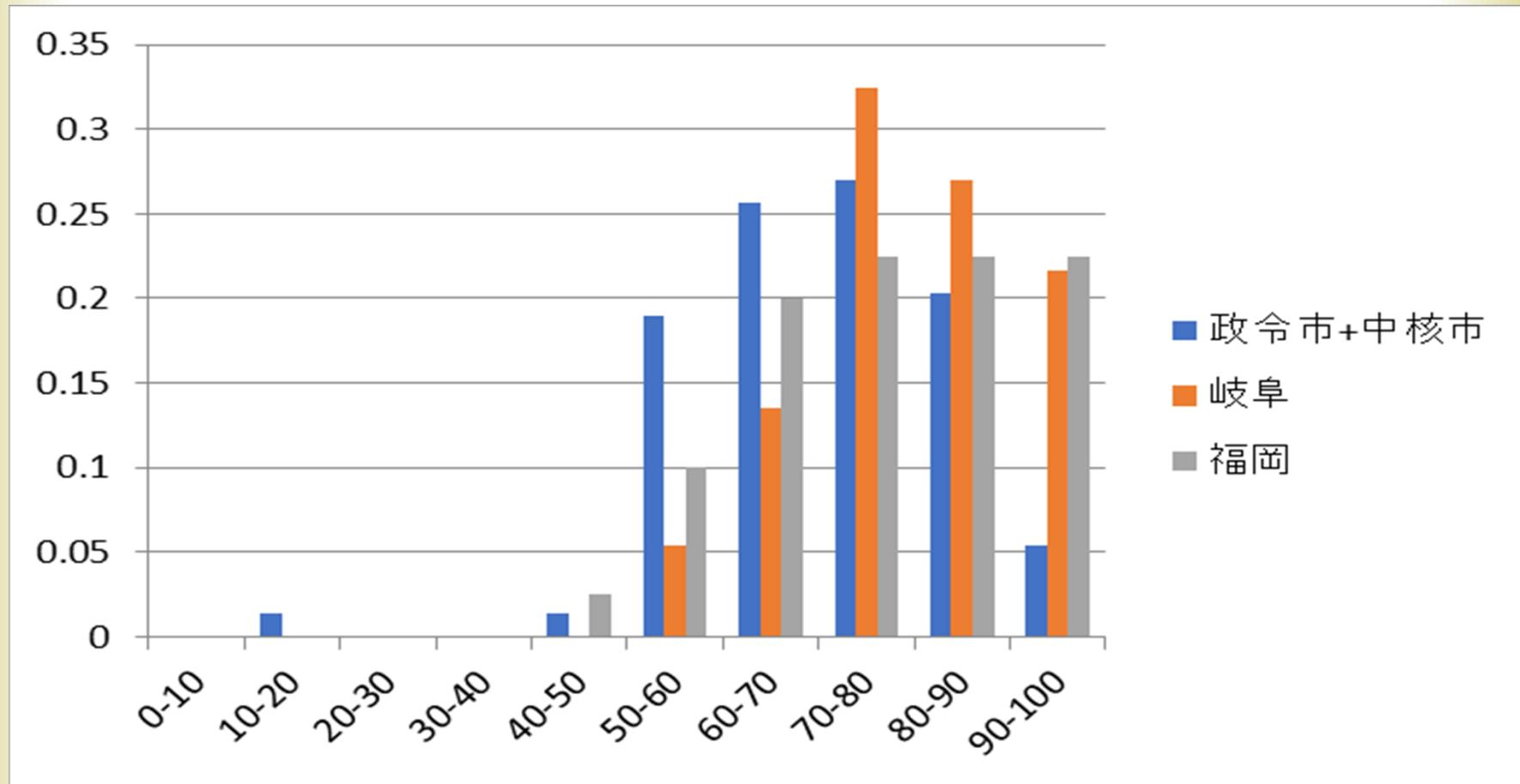


自治会の多層構造

上部団体への委託

→地方公共団体には便利だが
公金の透明性に課題

世帯加入率



政令市＋中核市は70～80%が多い

自治会と地方公共団体との かかわりあい

2つのアンケート

- 1) 自治体事務の委託
- 2) 補助金の交付

を行った

1) 事務委託



回答の多様性

委託＋委託料、委託なし＋謝礼金、
お願い＋謝礼金、

特別職公務員に任命＋個人への報酬、

委託なし＋委託料なし など

1) 事務委託



地方公共団体自身，行政事務と自治会との法的関係について整理できていない

- ・ 委託契約に基づく＝義務なのか？
- ・ お願い（義務じゃない）なのか？

お金は・ 対価なのか？

- ・ 謝礼（贈与）なのか？

→あいまい→公金不正などを生む

契約締結の有無



委託＋委託料でも契約締結なし

(札幌市・仙台市・

岐阜県内のいくつか)

広報配布の謝金を払っているが

契約締結なし (横浜市、福岡市など)

(本文5,12頁)

契約を締結しつつ 実施報告書の未徴求

地方自治法 149条6号違反の疑い

新潟

岡崎（ただし、協議、承諾）

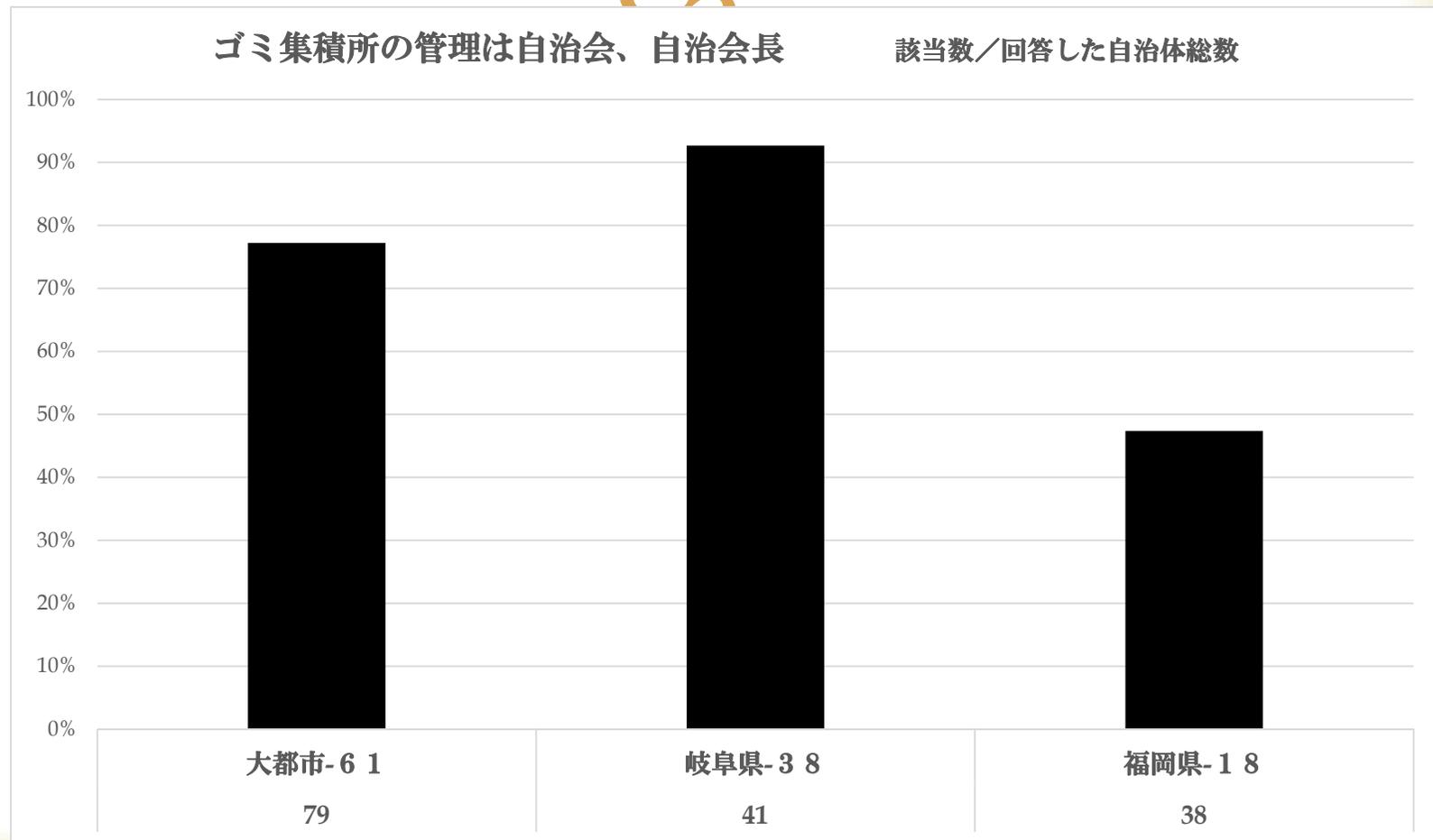
高松（公報配布に関して 本文14頁）

自治会が広報の配布をしている割合



自治会加入世帯を対象とした配布との回答も
川崎 (61.1) 郡山 (62.9) 甲府 (70.3)
呉 (69.6) など (本文7頁)

ゴミ集積所の管理 自治会、自治会長の割合



非自治会員の ゴミ収集への対応



- 自治会構成員と区別（3）
- 自治会にまかせる（57）
うち、自治会が許可した場合との回答は
岡山市（加入率80.5%）、盛岡
（87.2%）、
福島市（76.01%）、福井市（75.1%）、
明石市（73.23%）、佐賀市（81.4%）

委託問題点まとめ

-
- ①背景に「お願い」などの市町村と自治会（または有力者）との関係
- ②契約の有無が曖昧
- 契約書なし
 - 実施報告なし
 - お金の意味が不明

委託問題点まとめ



③問題発生

- 不正な支出？
- 自治会幹部の名誉職化
→政治支配や官製自治
- 自治会員と非自治会員との差別的扱い
- 地域の分断

◎対策：自治会への業務委託契約の
締結で権利義務を明確化する

2) 補助金についてのおさらい

- **根拠**（条例・要綱など）あり
 - ※何に対する補助か？
- 補助金の流れ
 - 申請→審査→交付→支出
 - 報告**→精算
 - ※補助事業に使ったかチェックする必要がある

要綱・条例もないまま 補助金交付

高崎市、富山市、岐阜県内の5市町、
福岡県内の2市

→恣意的な運用の温床
目的も不明

会計報告書の未徴求



千葉市、名古屋市、川崎市、神戸市の一部、
山形市、福島市、宇都宮市、八王子市、金沢市、
福井市の一部、豊田市の一部、寝屋川市、姫路市、
西宮市、奈良市、和歌山市、松江市、呉市、
徳島市、高知市、長崎市

☆岐阜県内では13市町

福岡県内では16市町村。

領収証の提出だけではダメ



自治会の会計報告だけでは
補助金が補助事業に使われたか
どうか不明。

補助金まとめ



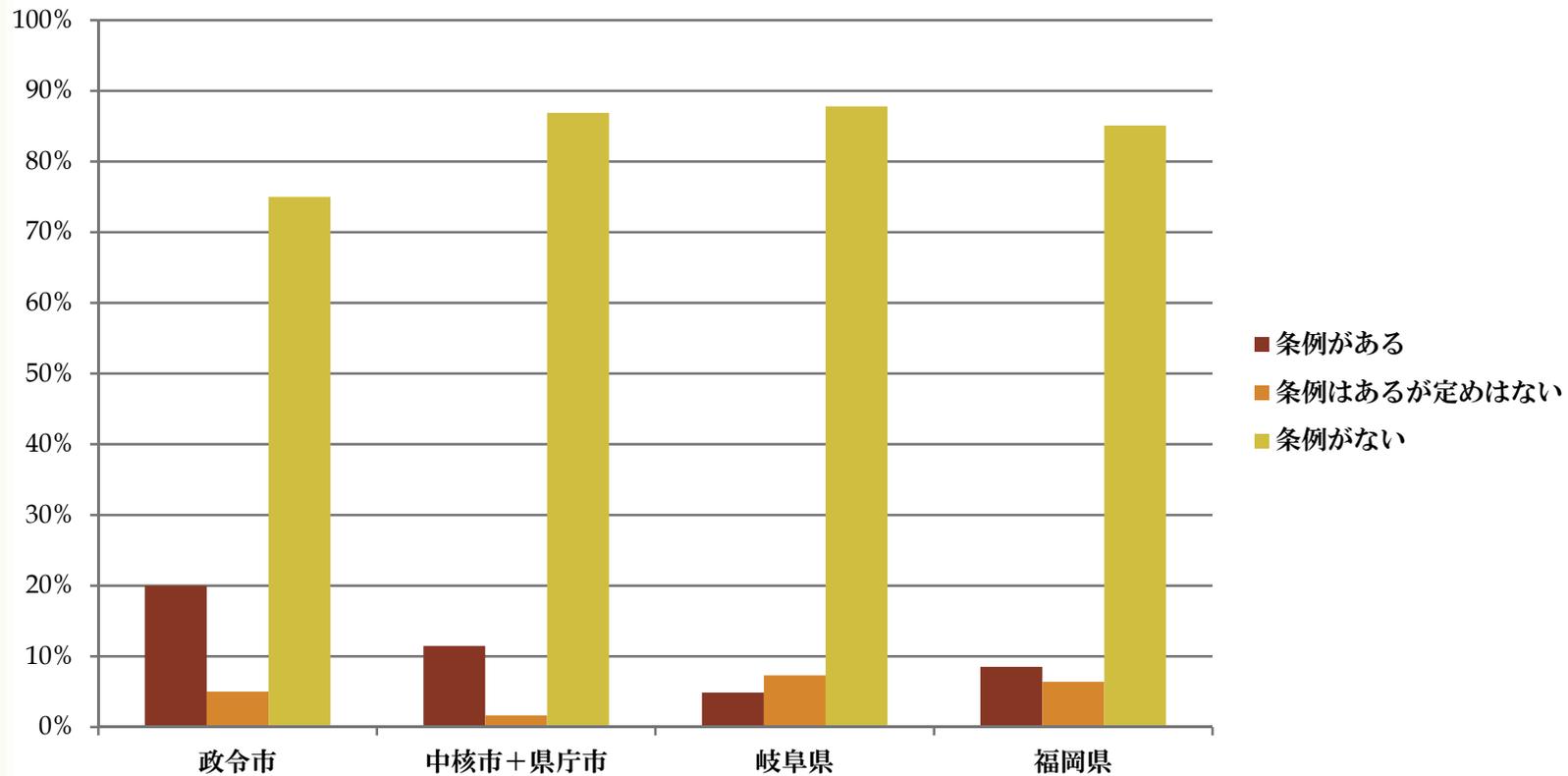
- 根拠がない
 - 報告もない
- 不正支出だけでなく、官製自治や政治支配の原因にも

会計書類の公表



ウェブサイトでの公表の必要性
誰でも見れることが
身近な地域の問題だから重要
→函館市・明石市だけ

加入促進を条例で 定めているか



憲法上の権利を 条例で保障しているか

条例での定めはほとんどなし。

加入促進を内容とするものに止まる。

条例に何が必要か



- 加入の自由を明示
- 不加入で不利益を受けないこと
- 民主的な運営
- 宗教活動の分離

→ 条例に定めがあれば、条例違反を理由に訴えられる

①契約の締結による 法律関係の明確化

- 不正の防止
- 自治体と対等の関係に
→官製自治の防止
- 住民への不平等な扱いの防止

②会計処理の透明化



- 報告書の作成
 - 不正防止
 - お金の使い途に住民が関心を持つことで自治意識の涵養
- 飲み食いではなく、あんなこと、こんなことできるのでは？

③住民の権利を 条例で確認

- 憲法の人権規定を自治会が自覚する
- 救済手段をとりやすくする
→条例違反だよ！！

自治会まとめ



- ① 契約の締結による
法律関係の明確化
- ② 会計処理の透明化
- ③ 住民の権利を条例で確認
→ 住民自治の核の一つに